

## 中国における経済改革・開放政策

——福建省の経済政策を事例として——

西 村 貢  
施 少 華

### はじめに

1978年の中国共産党第11回三中総会において、「階級闘争をカナメとする」文化大革命は終焉をつけ、経済建設が国家の発展の重点として位置づけられた。その中で最も重要なのは、既存経済体制の改革と対外開放路線への転換であった。この経済改革・開放路線をめぐる議論ないし闘争も、いわゆる「計画経済を主とし、市場調節を従とする原則」が「社会主義計画的商品経済」、そして「社会主義市場経済体制」へと少しずつ変わってきて、去る10月の第14回党大会に至って一応理念的な統一がはかられた。民主化を求める天安門事件まで起こったように、政治的側面の動揺も見られたが、そのインパクトを受けながら、経済面の発展から見て、既に後戻りすることはできないという「公式見解」が示された。経済的基礎の構造転換に照応した経済改革・開放政策を軸とする経済政策を遂行することは自明の理とされた。

ところが、この社会主義市場経済体制を支える最大の柱としての国営企業は、経営自主権を持たないことや損益自己負担という政策及び内部留保が足りないため深刻な業績不振に陥った。それを解決するためには国家の経済統制権力が

下層レベルへと分散化せざるをえない。規制緩和や減税なども欠くことの出来ない手段だと思われる。これより先に、中国南方の経済特区や経済開放区及び沿海開放都市では市場経済開発政策の効果が明らかになり、地方分権の兆しも見られた。

貿易保護主義と連帯して経済地域集団化への傾向が台頭する今日、各中国内部にもさまざまな経済圏についての提案がなされている。中国で最も経済活力に溢れた華南地域については、行政地理的意味から、広東、広西、海南及び香港を華南経済圏とし、福建と台湾を海峡兩岸経済圏などと分類する論者もいるし、貿易、投資など経済的絡みあいの現状から上述地域を一つの華南経済圏と見なす論者もいる。また、政治制度の相異・対立及び経済レベルの格差からこの地域では経済圏としての統合化から生ずる経済的利益についての共通認識が不十分だと指摘した学者もいる。

われわれは現段階で人、物、金、情報の流れが頻繁になった実状から広東、福建、海南、台湾と香港を広義の華南経済圏とみるべきであると思う。そして、本文でこの華南経済圏に位置している福建省の近年の経済開発の実態を解明しようと思う。また、そこへの華僑系資本を含む海外資本進出及び経済開放政策について、その特質を述べたい。

## 1. 福建省の経済改革・開放の歩みとその実態

中国東南部にある福建省は国土面積 12.14万平方キロ、人口3039.1万（91年末現在）、漢民族が98.5%を占めている。福建省と台湾省の間は百海里余りの海峡を隔て、台湾人の80%の出身地が福建だと言われている。ちなみに、福建出身の華僑は世界中の90余りの国、地域に分散し、総数800万人にも達しているという。文字通りの華僑の故郷で、香港にいる福建籍の人も80万にのぼる<sup>1)</sup>。ところが、1979年までに、福建と台湾の間はいつも戦時状態のままに置かれ、

---

1) 『福建外商投資企業大観』を参照、中国統計出版社、1991年7月発行。

冷戦時代の最先端に立つ台湾海峡の緊張態勢が30年ほど続けてきた。伝統的な社会主義計画経済の「低効率」と「悪平等」が経済発展を停滞させる一方、政治運動を繰り返し、その上に当時の国際情勢から福建省は国家の重点投資プロジェクトからはずれた地域となっていて、経済社会の発展は立ち遅れざるをえなかった。

1979年、中米国交樹立の前夜に、福建省は隣の広東省と同時に中央政府から経済面で「特別政策、弾力措置」が与えられ、その時点から経済開発がスタートしたと言えるだろう。しかし、当時の福建、広東より工業化レベルや経済基盤がしっかりした所は少なくないが、どういうわけで、鄧小平氏が主導する中央政府はこの福建・広東だけを優遇したのだろうか。今日的時点から考えるならば、それはほかならぬ政治家の悲願としての中国統一を図るための布石に違いないと思う。「武力解放」から経済協力統合による「政治的統一」への戦略変化とも言えよう。福建・広東はあたかも香港・マカオ及び台湾への地理的隣接性や華僑など海外中国人の出身地としての特性、並びに華僑とのかかわりで商品経済関係が浸透しており、資金、情報などを調達する上で人的交流を活用しうるという特異性を有するが故に、経済改革・開放の「実験場」として選ばれたのではないだろうかと思う。

では、ここ10数年福建省における経済改革・開放政策の歩み及びその経済の実態を振り返ってみよう。

国家統制による計画経済のもとでは、市場経済化への移行も政府主導によって行われざるをえない。1979年、中央政府から福建省と広東省に對外経済活動において「特別政策、弾力措置」が与えられた。具体的に言うと、計画、貿易、財政、金融、商業的物流、労働賃金、物価などの面でかなり柔軟な政策がとられた。これを契機に中央政府は、1980年10月アモイに経済特区を創設し、84年5月福州市を沿海開放都市と指定し、85年1月福州经济技术開発区を設立し、85年2月福建省東南部経済開発デルタを設置し、さらに88年福建省、広東省、海南省を総合的改革実験区に指定し、89年5月台湾投資区を開設した。それら

によって、福建省の対外開放区の面積は総面積の三分の一の4.32万平方キロに達し、開放区の人口も1,922万人と全省総人口の66.5%を占めるにいたった。

経済成長の実態について、1978年から1991年までの経済の概況は表1の通りである。

表1 1978年～1991年福建省の経済成長

(1元=23円)

項目	単位	1978	1980	1985	1990	1991
GNP	億元	66.40	86.37	191.97	465.84	557.82
社会総生産高	〃	122.58	152.27	345.30	919.97	1,118.51
国民所得	〃	57.40	72.87	164.79	388.77	459.71
農業生産高	〃	36.33	45.49	99.05	228.69	256.74
工業生産高	〃	63.14	81.45	173.13	531.49	685.86
1人当りGNP	元	273	345	712	1,582	1,837
1人当り国民所得	〃	236	291	612	1,320	1,514
輸出	万ドル	19,014	36,366	49,148	223,813	292,567
輸入	〃	1,246	14,177	59,990	93,324	140,776

出所：『1992福建経済年鑑』から作成。

80年代における福建省のGNPの年平均成長率は17.6%、国民所得は17.4%、農業総生産高は7.2%、工業総生産高は18.2%であり、いずれも全国平均のそれぞれ9%、8.7%、6.3%、12.6%をかなり上回って成長していたと言えるだろう。そして、91年のGNPに占める工業生産高の比率は39.8%、工業と農業の生産高の比率は2.58%になる。なかでも輸出の年平均成長率は22.2%となり、公定レートで換算すれば、91年福建省の輸出依存度は27.3%に達し、輸出志向型経済の色あいが強いことがうかがわれる。しかしながら全国経済に占める比率はまだ低いのも現実で、90年の福建省GNP、国民所得、工業総生産高、農

業総生産高及び輸出額は中国全体のそれぞれ2.6%, 2.7%, 1.7%, 1.3%, 3.6%しか占めておらず<sup>2)</sup>, 「小規模経済」と言わざるをえない。「小規模経済」地域を発展させるためには, 輸出志向型経済構造への転換が最も効果的な経済政策であることは既に NIES の経済成長によって実証されている。そして経済改革及び対外開放の最中にある福建省は近年輸出貿易が飛躍的に発展し, 78年の輸出額は1.9億ドルにすぎないが, 91年は15.4倍の29.26億ドルに達した。

つぎはこの輸出増加に大きな役割を果たした「郷鎮企業」と「三資企業」の実態を分析し, 福建省への海外直接投資の実情を見てみよう。

## 2. 農村工業化の道——郷鎮企業を中心に

いままで先進諸国がたどってきた工業化の道を振り返って見ると, ほぼ三つの段階を継起的に展開している。一つは軽工業から重工業への変化, 次は重工業において素材工業から組立加工工業への転換, いわゆる「高度加工化」段階, 三つ目は「高度加工化」から「技術集約化」の段階へと推移してきた。これにともなって産業構造も「労働集約型」が「資本集約型」へさらに「技術集約型」へと変わっていった。また, 工業化を実現した基礎的条件として, 農業生産性の高さ, いまひとつは工業の発展による雇用の拡大, したがって農村から大量の労働力を吸収しえたことがあげられる。

中国の場合は当時の国際環境及び歴史条件からして, 農村から都市重工業へと資金を強制的に傾斜させる政策をとった。つまり, 都市重工業の発展を中心とする中国の伝統的工業化戦略においては, 80%の農村人口が工業化から疎外され, 都市=工業, 地方=農業と言う二極的政策(二重構造政策)が遂行された。そして都市重工業を中心とする工業化への資本蓄積を保証するため, 「人民公社」という農村の生産体制のもとで, 農産物と工業製品の間に強制的に「不等価交換」が行われた。統計によると, 1952年から1986年までの間に鉅状価格

---

2) 『1990年中国統計年鑑』による。

差によって農村から約6,868億元の資金が強制的に転用させられ、これによって農業開発の基盤がかなり阻害され、農民の購買力が低下し、工業化に伴って必要となる巨大な農村市場が失われてしまった。こうして、農業と軽工業の振興政策が軽視された結果として、消費財の供給が不足するようになり、雇用も相対的に減少し、農業の発展も立ち遅れた。1952年の工業と農業の生産高の割合は43.1%と56.9%で、工業と農業の労働力の割合は6.7%と93.3%で、農業への労働力の集中が著しかったことがうかがえる<sup>3)</sup>。89年になっても農業労働人口は依然として高い比重を占めており、89年の工業と農業の生産高の割合は77.1%と22.9%であり、農業労働人口の割合は77.6%と高い比率をためていた。

1978年から始まった経済改革はまず農村部で低効率な「人民公社」制を廃止し、世帯単位の生産高連動請負制を実施した。農民が土地に対する経営自主権を獲得し、農産物の価格自由化も徐々に進んでおり、所得面での向上が実現した一方、土地から分離された余剰労働力を活用して、消費財を中心とする農村市場へ商品を供給する経営組織を創りだそうとする動きが台頭した。このようにして成立したのが「郷鎮企業」である。郷鎮企業は、労働集約的特徴を有している。それは都市重工業を中心とする産業構造、製品構造の歪みを補い、また原材料やエネルギーなどの分野で工業化を推し進めている。郷鎮企業の発展は農村経済を大きく刺激し、農村の消費市場を拡大した。1978年から1989年にかけて、中国農民の一人当りの年収は133.6元から601.5元へと3.5倍に増加した。これに伴い都市工業の基盤整備分野の製品及び技術などの生産要素も農村部へ流入し、「資産」の有効利用が進んでおり、郷鎮企業の発展を契機とした都市工業の構造高度化の進展など、両者の構造的な相互補完関係と相乗的な発展関係が見られる。

この広域にわたる農村工業化の流れの中に、それぞれの地域的特質を有する郷鎮企業の発展パターンが見られる。福建省の場合は前述の歴史的要因のため、

---

3) 同前。

農業、軽工業、重工業のそれぞれが全体の経済構造に占める割合は30.1%、43.4%、26.5%と、軽工業の比重が高い。華僑を含む海外とのかかわりが親密である同地域では、郷鎮企業もそれに応じた特異性を持つようになった、つまり輸出向け組立加工業の発展、個人経営企業の割合が高い、海外からの資本参入が見られるなどの特徴があげられる。91年福建省の郷鎮企業の組織及び産業構造は表2、3の通りである。

表2 1991年福建省郷鎮企業組織構造

項目	企業数	%	従業員数	%	生産高(万元)	%
郷鎮企業	11,878	2.4	662,565	22.4	986,218	30.0
村鎮企業	42,001	8.5	776,144	26.3	923,650	28.0
連合企業	40,500	8.1	451,385	15.3	469,531	14.3
個人企業	401,491	81.0	1,062,023	36.0	912,162	27.7
計	495,870	100	2,952,087	100	3,291,561	100

出所：『1992福建経済年鑑』から作成。

表3 1991年福建省郷鎮企業産業構造

項目	企業数	従業員数	総生産高(万元)
農 業	13,571	210,230	200,585
工 業	185,177	1,703,784	2,143,199
建 設 業	23,694	381,740	295,994
輸 送 業	95,321	219,374	292,749
商業飲食業	140,770	320,423	—
サービス業	25,338	71,791	359,034
そ の 他	11,999	44,745	—
計	495,870	2,952,087	3,291,561

出所：同前より作成。

91年福建省の郷鎮企業数は495,870であり、その総生産高は329.16億元で90年より26.2%上昇した。そして郷鎮企業の工業生産高は214億元で、90年より52億元、32%増加し、その中で輸出向けが49.68億元で、90年より18.66億元、60.2%増加し、郷鎮企業の輸出依存度も14.8%に達した。輸出向けの企業数は3,764になり、従業員も33.95万人に達している。経営組織構造から見ると、郷鎮企業の329.1億元の総生産高の中に個人経営のそれが91.2億元と全体の27.7%を占め、従業員数も全体の36%を占める100万人余りに達している。海外資本が参入した郷鎮企業の中の「三資企業」数は91年は616あり、前年より127増え、その中に輸出向けの企業数は558、輸出額は26.3億元で、90年より10.5億元、66.1%増加した。90年より大幅に増加した輸出品目は次の通りである。農産物加工品183.3%、紡織品類149.3%、機械類94%、食品類65%とそれぞれ増加した<sup>4)</sup>。いずれも一次産品や軽工業加工製品を中心とする輸出という特徴がある。

郷鎮企業は輸出指向的であるとしても、現段階では諸条件によってかなり制約されている。たとえば技術レベルの低迷や品質問題、資金、経営管理能力の不足などが見られるように、この自発的に芽ばえてきた郷鎮企業はあくまでも農業余剰労働力の吸収及び農民所得の拡大が目的で、都市での工業化を推進力とする農村への進出というものではない。だから、今後いかにして郷鎮企業は資源や市場の面で都市工業と相互補完関係を築き上げるのかが重要な課題になる。

### 3. 対外貿易について

表1にも見られたように、経済の改革・開放政策が実施されて以来、福建省の貿易は着実に増大しており、輸出は1979年の1.9億ドルから91年の29.26億ドルへと14.4倍に増え、輸入は79年の0.12億ドルから91年の14.08億ドルへと112

---

4) 『1992福建経済年鑑』を参照。

倍に増え、13年間の累計輸出入総額はそれぞれ123.56億ドルと62.47億ドルに達した。

では、まず輸出入商品の構成からその特徴を見てみよう。

表4 1990～91年福建省輸出品構成 (万ドル)

項 目	1991年		1990年	
	金額	シェア%	金額	シェア%
1次産品	637,77.70	21.8	48,681.46	21.8
工業製品	228,783.61	78.2	175,137.47	78.2
計	292,561.31	100.0	223,818.93	100.0

出所：同前より作成。

表4が示すように、91年の輸出総額に占める工業製品のシェアは78.2%で、一次産品のシェアは21.8%と、90年から横ばいになっている。輸出品目から見ると、年間輸出額が1,000万ドルを越えた商品は41種類あり、その輸出額は12.14億ドルで、輸出総額の41.5%を占めている。そして輸出額が2,000万ドル以上の品目は次の通りである。冷凍大正えび、烏龍茶、マッシュルームとアスパラの缶詰め、タバコ、布、靴、ナイロン傘、ナイロンバック、ゴールドアクセサリー、セメント、エレクトロニック腕時計、石刻り品、車部品、カラーテレビなど20種類である。その輸出額は93,534万ドルであり、全体の32.0%を占めている。特にカラーテレビは21,012万ドル、スポーツシューズは7,236万ドル、ナイロン傘は6,771万ドル、マッシュルーム缶詰めは6,457万ドル、ナイロンバックは5,096万ドルといずれも5,000万ドル以上の輸出額に達し、5種類の合計で全体の15.9%を占めている。

以上のような品目を見てもわかるように、福建省の輸出は、農水産物などの一次産品と原材料や中間製品・部品の海外調達による低付加価値の加工品の輸出の比重がかなり高いという特徴がある。一方、福建省の輸入も91年にはかなり増え、前年より50.8%増の140,776万ドルに達した。輸入品のうち生産財は

116,140万ドルで、輸入総額の82.5%を占め、消費財の輸入は24,636万ドルで、全体の17.5%を占めている。輸入額が1000万ドルを越えた商品は40種類もあり、なかでもコンピューター部品、鉄鋼品、非鉄金属、石油、ゴム、紙、化学肥料、砂糖など13品目が3,000万ドルを越え、それらの合計は85,172万ドルに達し、輸入額の60.5%を占めている。特に化学工業原料、化学繊維織物、工芸品用原材料の三種類はそれぞれ21,080万ドル、12,646万ドル、12,002万ドルと、いずれも1億ドルを越え、輸入全体の32.4%を占めている。原材料や部品の一部を海外から調達し、加工された製品をまた海外市場へ輸出するという再輸出加工業は近年「三資企業」の進出とともに成長しつつある。しかし、輸出を目的とした輸入はさほど効果的ではなかった。91年に輸出を目指す輸入は22,695万ドルに達したが、輸出は38,062万ドルにとどまっていた、労働集約型低付加価値の組立加工型企業に集中された製品の輸出構造がうかがえる。

次に国・地域別から福建省の輸出入の状況を見てみよう。

表5に示したように、輸出金額から見た上位5位までの香港、日本、アメリカ、ドイツ、シンガポールはそれ以下の国・地域を大きく上回っている。91年

表5 1991年福建省の輸出入ベスト10位

輸出先	金額(万ドル)	順位	輸入先	金額(万ドル)
香 港	130,161	1	香 港	74,129
日 本	42,955	2	日 本	18,126
ア メ リ カ	42,117	3	ア メ リ カ	5,356
ド イ ツ	14,010	4	イ ギ リ ス	4,498
シ ン ガ ポ ー ル	7,623	5	シ ン ガ ポ ー ル	3,349
オ ラ ン ダ	4,330	6	マ レ ー シ ア	2,281
韓 国	3,520	7	ド イ ツ	2,271
フ ラ ン ス	2,492	8	ペ ル	2,111
カ ナ ダ	2,438	9	ス ペ イ ン	1,778
オーストラリア	2,379	10	インドネシア	1,704

出所：『同前』。

輸出額が1,000万ドルを超えた国・地域は19となり、輸出総額は269,876万ドルで、全体の92.2%を占めていた。特に香港向けの輸出額は130,161万ドルで、前年より23.1%増え、日本向けは42,955万ドルで、前年より49.9%増え、アメリカ向けは42,117万ドルで、前年より57.2%と大幅に増え、天安門事件の対米輸出への影響がなくなりつつあるとも言えるだろう。ドイツ及びシンガポール向けの輸出も前年よりそれぞれ34.2%、37.7%増えた。以上の五ヶ国・地域向けの輸出は全体の80.9%に占め、236,866万ドルに達した。134ヶ国・地域と輸出取引関係があるにもかかわらず、福建省の輸出貿易が香港、日本、アメリカにかなり依存していることがわかる。91年の輸入取引先は55ヶ国・地域におよび、輸入額が1,000万ドルを超えた国・地域は13あり、輸入総額は、128,017万ドルで、全体の90.9%を占めていた。消費財の輸入を除いて、輸入のかなりの部分は輸出と関連したものと思われる。

GAAT に加入する準備として、中国政府は90年から輸入品の関税を段階的に引き下げる一方、91年から輸出への補助金制度を廃止した。このため、地方政府は貿易会社に経営自主権を与え、輸出リスク基金などを設立し、また銀行からは輸出への貸付優遇利率など、融資や資金調達を通じて主な輸出品産業を育成する政策を打ち出した。貿易会社も損益自己負担制度導入と同時に、各留保比率を高め、特に外為留保率は80%に引き上げられた。これを契機に、技術と付加価値の高い輸出品への構造転換が図られつつある。

#### 4. 海外直接投資と「三資企業」

コンピュータ革命による情報化社会への発展で、産業構造高度化をめざす先進諸国は構造転換期を迎えた。それを契機として、香港、台湾、韓国、シンガポールなど、いわゆる NIES が低賃金労働という「比較優位」を活用して、「後発性利益」を享受し、輸出志向型経済開発の政策を遂行した。そして、今日まで高い経済成長を成し遂げた。80年代の半ば頃からの平価切り上げにともない、NIES もその低賃金労働という比較優位性を喪失しつつある。それらの諸国は市場の狭さや環境問題及び通貨レートの引き上げなどによって、多国籍企業化を経営戦略とするなど海外直接投資を増加させつつある。外資導入をテ

コとする経済改革・開放路線にのりだした中国では、先進諸国やNIESなどからの海外直接投資の受け皿として経済特区、経済開放区及び沿海開放都市を設定した。それらの資金投資は、当該地域へと集中している。

中国でいわゆる「三資企業」は、即ち100%海外資本と呼ばれている「独資企業」と海外から25%以上の出資率の場合の「合資企業」及び広い範囲で協力し合う「合作企業」のことであり、それぞれに適應する法律も人民代表大会で可決されている。「中華人民共和国中外合資経営企業法」は1979年7月1日に、「中華人民共和国中外合作経営企業法」は1988年4月13日に、「中華人民共和国外資企業法」は1986年4月12日に可決されている。そのほかに中央政府から香港、台湾及び外国からの中国への投資を奨励する規定も公表された。つまり「海外直接投資を奨励する規定」は1986年10月11日に、「台湾同胞からの投資を奨励する規定」は1988年7月3日に、「華僑及び香港、マカオ同胞からの投資を奨励する規定」は1990年8月19日にそれぞれ実施されている。

以上の海外直接投資に対する奨励策については後述する。ここでは福建省の「三資企業」の実態を見てみよう。

1991年末まで、許可された海外直接投資項目は4,986件で、契約外資金額は55.6億ドル、実際の利用額は24.4億ドルに達した。実際に稼働していた企業数は2,687社、海外直接投資源は26ヶ国・地域に及んだが、香港、台湾及び華僑系資本が80%を占めており、香港、マカオからの投資申請項目は3,352件で、全体の67%を占め、契約金額も27.8億ドルに達し、総額の56.7%を占めている。投資分野から見ると工業関連項目は4,202件、農業は248件、サービス業は520件となり、それぞれ84%、5%、11%という投資構造が見られる。海外直接投資企業の製品は約80%が輸出向けで、これによる福建省の経済全体に与える波及効果は著しい。工業団地の総合開発と農業開発に向ける投資を奨励する措置を取った一方、許可権限の下位機関への移譲及び手続の簡素化により、91年に実際に進出した外資は7.24億ドルで、新規契約は1,219件に達し、いままで最も多い年となった。

近年、福建省における海外直接投資の特徴としては、工業団地及び農業への総合開発が大幅に増えたことである。現にインドネシアのサリムグループとシンガポールの政府系資本が連携して福清湾の工業団地のインフラに大規模な投

資が行われている。第二に、海外直接投資金額が大幅に拡大してきたことである。91年の一社当りの海外投資金額は118.95万ドルで、全国の平均より30万ドル上回っている。さらに、台湾プラスチック会社のかわりに、台湾の東帝士グループと前述のサリムグループが中国銀行と2億5千万ドルを出資して、アモイ経済特区でポリエステルプロジェクトを創設する契約も結ばれたというように巨大プロジェクトが続々とうちだされている。第三に、海外直接投資のラッシュ地域は依然として沿海部に集中していることである。投資項目の90%が福州、アモイ、泉州、漳州に集中されつつある。近年は内陸部に向ける投資も動き出した。最後に、海外直接投資企業の製品輸出が大幅に増加したことである。91年の貿易額は15.6億ドルで、その輸出依存度は既に46%に達している。

表6 産業構造別から見る1979～91年福建省における海外直接投資

(単位：万ドル)

産業別	1979年		1980年		1985年		1990年		1991年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産業	2	100	1	149	21	1,228	42	3,462	57	5,256
工業	1	1,344	5	1,039	268	22,090	930	97,578	1,077	107,007
建築業	-	-	1	5	24	1,254	1	91	-	-
交通郵便	-	800	3	12	13	586	5	331	6	978
商業飲食業	-	2,000	-	-	63	12,199	10	488	11	737
不動産業, サービス業	2	17	4	163	4	290	46	20,731	60	38,068
その他	-	-	1	1,004	4	6,261	9	954	8	1,617
合計	5	4,261	15	2,372	397	43,908	1,403	123,635	1,219	153,663

出所：『1992福建経済年鑑』及び『“七五”福建対外経済統計概要』より作成。

## 5. 経済開放をめぐる政策について<sup>5)</sup>

つぎに、外資誘致に関する産業政策とその投資方向、税収政策、土地使用に関する政策、資金、外為調達に関する規定などを含む優遇政策をみてみよう。

まず外資誘致に関する産業政策とその投資方向については、三つのポイントが見られる。つまり輸出型産業とハイテク産業及びインフラ産業が重点的にとりあげられているのが特徴である。具体的に言うと、次のとおりである。

- (a) 農業開発及び新技術による農用工業項目。
- (b) エネルギー、道路交通施設、素材開発を含む基礎工業項目。
- (c) 先端技術による低消耗、高産出のハイテク産業。
- (d) 国内外の市場需要に応じて、外為獲得力の高い輸出型工業項目。
- (e) 製品、設備、材料などで国内の空白を埋める工業項目。
- (f) 資源の総合利用やリサイクルに関する新技術や設備を供給できる工業項目。
- (g) 主な原材料を輸入して、その製品の全部或いは大部分が輸出する生産項目。

以上のように特に奨励されるのは「製品輸出型」と「ハイテク型」産業である。

対外開放政策への転換以来、中国は海外直接投資に関する税収を9種類に分けて相次いで実施されている。

- (1) 中外合資経営企業所得税：中国国内における中外合資経営企業及びその分支機関が生産、経営とその他による所得への課税で、税率は30%。
- (2) 外国企業所得税：中国国内における外国企業が生産、経営及びその他による所得への課税で、今まで二種類に分けられている。(a)中国国内で設立された中外合作経営企業、100%海外資本の企業など外国企業が生産、経営及びその他による所得を税率20%から40%へと五級超過累進税率で課税

---

5) 『対外開放政策ハンドブック』及び『福建外商投資企業大観』付録を参照。

すると同時に、課税範囲内の所得額の10%を地方所得税として納めなければならない。(b)中国国内に機構を設置していないが中国から配当、利息、租賃、特許権使用料などの所得が見込まれる外国企業はあらかじめ20%の税率で所得税を払うこと。

- (3) 個人所得税：中国にいる個人が中国国内及び国外から取得した所得への課税で、所得源泉によって二つの税率が規定された。(a)給与、賃金所得を七級超過累進税率で徴収すること、つまり月収のうち800元をさし引いたあと5%から45%へと課税徴収すること。(b)労務報酬所得、特許権使用料所得、利息、配当、財産リース所得及びその他の所得を20%の税率で徴収することになる。中には労務報酬、特許権使用料、財産リース所得は一度4,000元未満の場合は800元を控除し、4,000元を越えた場合は20%を控除して税率20%で徴収することになる。
- (4) 工商統一税：中国国内における工業製品生産や、農産物購買、輸入、商業小売、交通輸送及びサービス業務に従事する機構や個人への課税で、製品や業務範囲を具体化され、比率税率で徴収する税種の一つである。同時に納税額の1%を「地方附加税」として納めること。
- (5) 都市不動産税：家屋敷、土地を課税の対象として、家価、地価或いは租賃によって所有者に対する課税で、家屋敷税と土地税に分かれている。家屋敷税は企業自己所有の建物を毎年1月1日に換算残高価値で徴収し、税率は1.2%となり、租賃所得の場合は税率は18%で、半年ごとに徴収することになる。企業が使用される土地の所有権は国家に属し、土地使用費として関係部門から徴収されたので土地税を徴収しないことになる。
- (6) 車、船を使用する免許税：発動機車、船の種類、大きさ、積載重量及び用途による定額徴収の税種で、乗用車1台当り毎年の税額は160~320元で、荷積車1トン当り毎年56元と徴収され、船舶への課税は既に税関で行われたため、免許税を課しないことになる。
- (7) 印紙税：経済活動における文書作成や受渡しの場合に課せられる税種

で、売買契約，加工請負いや建築工程請負い，財産租賃，貨物輸送，借款，技術契約，産権移転文書，営業帳簿，権利，許可などの書類を作成，領受する場合に納める税である。但し，中国における海外直接投資企業が工商統一税を納めたら，印紙税は免ずる。一方外国企業が中国に事業連絡のため駐在機構を設立する場合，工商統一税のかわりに，文書作成領受する限り印紙税を納めることになる。

(8) 屠殺税：企業が猪，牛，羊など家畜を屠殺してから，実際重量かける価格のもとで4%の税率で課税することになる。

(9) 関税。

1986年10月11日国務院より発行された『海外直接投資を奨励する規定』や91年4月9日発行された『中華人民共和国における海外直接投資及び外国企業の所得税法』などによると，海外直接投資をめぐる税収優遇政策は表7のようにまとめられる。

表7 海外直接投資に対する税収優遇政策一覽

税 目		地 域		アモイ経済特区	福 州 技術開発区	福州市	沿 海 経済開放区	その他地域		
		生産科学研究型三資企業	合資 合作, 独資	15%	15%	24%	24%	30%		
所 得 税	企業所得税	エネルギー, 交通, 港, 技術集約型投資額が3000万ドルを超える		15%	15%	15%	15%	15%		
		非生産的企業		15%	30%	30%	30%	30%		
	製品輸出企業減免期以後輸出高が生産高の70%以上の場合		合資	10%	10%	12%	12%	15%		
	減免期 (経営期10年 以上)		生産型企業		2年免3年半減	同左	同左	同左	同左	
			非生産的企業		2年免3年半減	同左	農, 林, 畜1年免2年半減			
			ハイテク企業		10年以上	2年免6年半減	同左	合資2年免, 6年半減, 合作, 独資3年半減		
			ハイテク企業		10年以下	3年半減	3年半減	3年半減	3年半減	
	地方所得税	普通	普通三資企業		免	免	免	5年免	所得税の10%	
			製品輸出とハイテク企業		免	免	免	免	免	
		送金所得税	非生産的企業		免	免	10%	10%	10%	
生産型企業			免	免	免	免	免			
エネルギー, 交通, 港, 技術集約型投資額が3000万ドル以上			免	免	免	免	免			
関税 及 び 工 商 統 一 税	三資企業が投資としての設備工場建築材料, 製品輸出に使う原材料, 生産用車の輸入			免	免	免	免	合資, 独資免, 合作は産業により優遇		
	三資企業が投資総額のうち自社用かつ適量な車及び事務用品の輸入			免	免	免	免	-		
	輸出制限以外の輸出税を納めるべき製品			免 (輸出制限の製品は関税だけ)						
	海外からの駐在員が使用する物品と適量な車の輸入			免	免	免	免	(台湾系資本) 免		
	製品輸出及びハイテク企業が投資額内のうち適量な車及び事務用品の輸入			免	免	免	免	免		
不動産税				企業所有の建物の帳簿上換算残高により年率1.2%						
免許税				乗用車1台当り年額160~320元 荷積車1トン当り年額56元, 船の免許税は免じる						

次に、福建省における海外直接投資の企業立地について、まず許可権限を見てみよう。

表8 海外直接投資の企業立地に関する許可権限

地域	許可権限
福建省	農地66.7ヘクタール以下，その他の土地133.3ヘクタール以下の用地について，福建省政府の許可によるもの。
アモイ経済特区	農地66.7ヘクタール以下，その他の土地133.3ヘクタール以下の用地について，福建省政府の許可によるもの。
福州市など 主な都市	農地0.67ヘクタール以下，その他の土地3.3ヘクタール以下の用地について，市役所の許可によるもの。
各県	農地0.2ヘクタール以下，その他の土地0.67ヘクタール以下の用地について，県庁の許可によるもの。

土地使用に関する許可権では，アモイ経済特区は福建省政府と同等な権限を持っている。海外直接投資の企業立地については，中央政府及び地方政府が土地使用料を徴収する。都市中心部以外では，製品輸出型及びハイテク型企業の立地はつぎのように優遇されている。

(a) 開発費と使用料を合計徴収の場合，1平方メートルの年額は5～20元。

(b) 開発費を一次的に徴収する場合，あるいは企業が自己用地開発の場合，使用料の最高額は1平方メートルの年額は3元とする。

以上の費用については，地方政府は状況に応じてある期間のうち減免することも許されている。

福建省の場合，土地使用料の基準は次の三種類に分けられている。

(1) 福州市，アモイ市の場合，1平方メートル当りの年額は5～15元。

(2) 泉州市，漳州市，莆田市の場合，1平方メートル当りの年額は3～10元。

(3) ほかの地域は1平方メートル当りの年額は1～8元とする。

農業と畜産業を経営する海外直接投資企業の場合は，売上金の3～5%を土地使用料として納めることとなっている，但し土地使用契約を結ぶ時にまえ

もって申込むという条件がある。

経営期限が10年以上の製品輸出型及びハイテク型企業の土地使用料については、都市中心部を除く場合、企業を設立してから三年間は免除され、四年目に当地の基準を半減して三年間の総額を一括して納めることとなっている。

海外直接投資における資金調達や外為管理調達について、福建省の場合では、銀行が優先的に製品輸出型及びハイテク型企業に短期的流動資金などを貸付ける。海外直接投資企業も外為現金あるいは固定資産を抵当にして、銀行に人民元の貸付を申入れられ、許可を取った場合、全国的に債券を発行し、資金を集めることも許されている。

海外直接投資企業が外為資金が不足した場合、「外為調達センター」を通じて調達される。現に福州とアモイの外為調達センターでは競売による外為資金の調達が行われている。

海外直接投資企業の外為収支バランスは原則として当該本企業の製品輸出によって維持されるべきだが、外為収支がアンバランスの生産企業は経済貿易委員会の許可のもとで、ある一定の期限のうちに国内製品の輸出を取扱う業務も許されるし（但し、国家が統制的に経営される商品を除く）、または国内の貿易会社に代理輸出の業務を委託して、当該企業の外為収支バランスを維持することもできる。

中国では「計画管理」により、厳しい外為管理制度が実施されている。海外直接投資企業に対する外為管理はつぎのとおりである。

- (1) 海外直接投資企業が営業許可書を受取ったら、現地の外為管理局に外為登録手続を申込み、国内外の銀行に外為口座の開設を申請すること。
- (2) 海外直接投資企業が外為収支のアンバランスをうまく補填できない場合、外為管理局に製品の国内販売による外為調達を申込むことができる。
- (3) 海外直接投資企業のすべての外為収入は外為口座に預入れられ、同時に業務活動のための外為支出もその外為口座より支払うことになる。
- (4) 海外直接投資企業の外国側は、納税後の利潤及び収益などを銀行を通じ

て直接国外へ送金することが出来る。

- (5) 外為管理局の許可のもとで、海外直接投資企業の外国側は人民元利潤を再投資する場合、外資と同じように優遇される。
- (6) 海外直接投資企業の人が業務関係で海外出張する場合の外為旅費については、外為管理局に申し込んで、外為引出及びその審査許可手続きを行うことができる。
- (7) 海外直接投資企業が資金調達、特に対外借款の場合、借款契約を結んだあとの15日のうち、契約のコピーを持って外為管理局に登録手続を申込み、外為管理局が許可された証明書によって元金を返し、利息を支払うことになる。外為管理局からの許可がなければ対外借款は海外に預けることができないが、許可をえたら、海外に対外借款を預かった場合、毎月はその残高の変動明細表を登録部門に提出することが義務づけられている。
- (8) 外為管理局の許可のもとで、海外直接投資企業はその資本あるいは株を海外に送ることが出来る。
- (9) 海外直接投資企業は毎年7月31日までに、及び翌年の4月30日までに企業外為収支明細報告書を外為管理局に提出する。

以上、福建省における経済改革・開放政策の実態を事例として、中国の経済改革・開放政策の特徴をのべてきた。1992年10月の第14回中国共産党大会でそうした経済政策路線は、今後も堅持されることになったのであるが、今後の展開には紆余曲折もありうるだろう。たとえば、従来の優遇措置を含む対外開放政策については市場経済体制への全面的移行によって、かなりの修正もありうるだろうと思う。ことにGATTに加入した場合、経済活動がもっと国際慣行に従わなければならないし、また、土地、税収、などの優遇措置についても見直されるであろう。また地域分権のもとで海外直接投資を積極的に誘致するために、優遇措置を乱用する傾向も見られるなど、今後の経済政策は複雑な諸問題をかかえているといえるであろう。